

令和2年7月13日

特別定額給付金の申請勧奨訪問を実施します

1人10万円の「特別定額給付金」につきましては、既に多くの市民の皆さまから申請をいただいております。7月10日（金）現在で申請をいただいた方のうち、98.7%の方に給付が完了しております。

8月13日の申請期限までちょうど一か月となりましたことから、本日より申請書を提出されていない世帯を本市職員が訪問し申請の勧奨を行います。

記

1 申請受付状況と給付状況（令和2年7月10日現在）

対象件数 (基準日現在)	申請受付件数	未申請件数	給付件数	給付内訳			審査中
				郵便申請	オンライン申請	緊急給付による先行受付	
123,914件	121,365件	2,549件	119,842件	116,016件	2,877件	949件	1,523件
	97.9%	2.1%	96.7%				

※申請受付件数に対する給付率は、98.7%となっています。

2 申請勧奨に関する経過と予定

(1) 6月26日（金）

未申請4,956世帯へ勧奨通知を郵送

※7月10日現在の未申請件数は、2,549件

(2) 7月13日（月）～22日（水）（土・日を除く）

未申請の「高齢者世帯」や「単身障がい者世帯」など、配慮や支援が必要と思われる世帯を中心に、本市職員が直接自宅を訪問し申請の勧奨と支援を行う。

3 勧奨訪問対象

高齢者世帯、単身障がい者世帯などを中心とする。約350世帯

4 その他

市の職員を名乗った詐欺行為が多発しております。訪問する職員はネームプレート及び職員証を提示いたします。不審に思われた場合は、生活福祉課 024-572-5830 へご連絡ください。

担当：生活福祉課 生活支援係
課長 早尾、課長補佐 梅津
電話 024-572-5830（直通）